

地域保育所の保育料について

● 地域保育所について

○ 地域保育所とは

農山村地域において、子どもに必要な保育を行い福祉の増進を図ることを目的として、旭川市が設置した9施設を地域保育所と称しています。

北海道知事の認可を受けた一般財団法人旭川保育協会が、旭川市から指定管理者として指定を受けて管理運営をおこない、旭川市における保育行政の一端を担っています。

○ 入所できる児童は

入所年度4月1日現在で、就学前の3歳以上の児童を対象としています。2歳児については、各地域保育所にご相談ください。

○ 保育時間について

午前8時から午後5時30分までお預かりします。

● 保育料の算定方法について

○ 保育料は、市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

【4月】	【8月】	【9月】	【3月】
前年度市町村民税に基づく保育料	今年度市町村民税に基づく保育料		

- ・ 前年度市町村民税: 前々年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。
- ・ 今年度市町村民税: 前年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

○ 保育料は、主に保護者の市町村民税の所得割額を合計し決定しますが、保護者と同居している扶養義務者(子供から見た民法上の扶養義務者であって、家計の主宰者である者をいいます)の市町村民税の所得割額との合計で決定する場合があります。

※ 市町村民税所得割額について

市町村民税とは、各市町村に住む一定の所得がある個人にかかる税金で、均等の額を納める均等割額と、所得金額に応じて納める所得割額から構成されています。

- ・ 所得割額 → 前年中の所得の額に応じて負担するもの
- ・ 均等割額 → 市町村民全員に均等に負担していただくもの(一定の所得以下はかからない場合有)

● 地域保育所保育料表

世帯の階層区分		保育料額
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法による被支援世帯	0円
B	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	1,200円 (0円)
C1 C2 C3 C4 C5 C6 C7 C8 C9 C10 C11 C12 C13	A階層・B階層を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 4,300円 (1,070円)
		48,600円以上 53,000円未満 6,200円 (1,550円)
		53,000円以上 69,000円未満 8,500円 (2,120円)
		69,000円以上 87,000円未満 11,100円 (2,770円)
		87,000円以上 105,000円未満 14,100円 (3,520円)
		105,000円以上 123,000円未満 18,000円 (4,500円)
		123,000円以上 140,000円未満 20,100円 (5,020円)
		140,000円以上 163,000円未満 22,200円 (5,550円)
		163,000円以上 193,500円未満 24,400円 (6,100円)
		193,500円以上 254,000円未満 25,200円 (6,300円)
		254,000円以上 360,000円未満 25,900円 (6,470円)
		360,000円以上 415,000円未満 26,700円 (6,670円)
		415,000円以上 27,600円 (6,900円)

● 多子軽減 ●
Bランク又はC1～C3ランク(所得割57,700円未満)であって、保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません)が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は()内の額、第3子目以降は0円になります。

● ひとり親世帯等への軽減 ●
ひとり親世帯や障害者手帳等を有する者がいる世帯であれば、Bランクの場合保育料は0円、C1～C4ランク(所得割77,101円未満)であれば1,200円になります。
また、保護者と生計を一にする子ども(年齢は問いません)が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目以降の保育料は0円になります。

● 多子軽減 ●
保護者と同一世帯に小学校就学前の地域保育所や認可保育所等を利用している子どもが2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の子どもの保育料は()内の額、第3子目以降は0円になります。

○ 所得割額57,700円未満の多子軽減、ひとり親世帯等への軽減措置は、3歳児以上及び家庭において必要な保育を受けることが困難である3歳未満児が対象です。家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定される条件は3ページの通りです。認定にあたっては、5ページ記載の書類を提出していただきます。

(家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定される条件)

(1) 月60時間以上就労することを常態としていること。
(2) 妊娠中又は出産後間もないこと(認定の有効期限は概ね産前6週間から産後8週間)。
(3) 長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること。
(4) 月60時間以上親族等を常時介護又は看護していること。
(5) 月60時間以上就学・職業訓練をしていること。
(6) 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっていること。
(7) その他理事長が必要と認めた事情があること。

● 月の途中で入所又は退所した場合の保育料について

○ 月の途中で入所又は退所した場合は、日割り計算します。

計算式 = 保育料 × {在籍日数(25日を超えるときは25日) / 25日}

※在籍日数から日曜、祝日は除く

● 保育料決定の為の必要書類と市町村民税所得割額の確認方法について

○ 保育料は次の①～③のいずれかの書類の太枠部分に記載されている所得割額を確認し、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の所得割額は、これらの金額を足し戻した額で決定します。また、札幌市等の政令指定都市から転入された方については、政令指定都市以外の自治体と同様の計算方法にて割り出された所得割額の金額を使用して保育料を決定します。

なお、原則として①または②の書類の写しを提出(兄弟入所時は世帯で一部で構いません)していただき、お持ちでない場合は③を提出してください。

例) 「市民税所得割額」70,000円 + 「住宅借入金等特別控除税額控除」市民税分の控除額15,000円
 = 合計 85,000円 → 保育料認定に使用する所得割額

① 「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

会社・官公庁に勤務し、給与から住民税が差し引かれている場合に、課税年度の5・6月頃に勤務先から配付される通知書です。

所得 給与収入 給与所得 退職所得 雑所得 その他の所得計 総所得金額①	主たる給与以外の合算所得区分 配偶者 子 孫 親 兄弟姉妹 祖父母 孫 親類縁者 総所得金額②	課税 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 準 先物取引 扶養親族該当区分 本人該当区分 配偶者 子 孫 親 兄弟姉妹 祖父母 孫 親類縁者 所得割額④	市民税 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 森林環境税⑧ 特別徴収税額⑨ 控除不足額⑩ 既払当・既払前付額⑪ 既払付額⑫ 差引前付額⑬-⑭-⑮⑯ 変更前税額⑰ 増減額(⑱-⑲) 変更月	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分
--	--	---	---	---

② 「市民税・道民税・森林環境税 課税明細書」

自営業等で納付書で住民税を収めている場合に、課税年度の6月頃に市町村から郵送される通知書です。

令和 年度 市民税・道民税・森林環境税 課税明細書(2)				令和 年 月 日	
区 分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額	
総所得		9			
山林所得					
肉用牛の売却価額					
分 類		1			
短期一般分					
短期軽減資産分					
長期一般分					
長期特定資産分					
長期軽減資産分					
株式等の譲渡所得					
(一般分・上場分)					
上場株式等の配当等					
税 引					
先物取引					
算出所得割額合計					
税 額					
調整控除額					
配当控除額					
住宅借入金等特別税額控除額	15,000				
寄附金税額控除額					
調整額・外国税額控除額					
控 除					
定額減税額					
所得割額 ①	70,000				
均等割額 ②					
森林環境税額 ③					

住 所	
氏 名	様
通知書番号	
①よりの控除することができなかった 配当控除又は株式等譲渡所得 特別控除の控除額	円
市民税・道民税・森林 環境税の合計額 ④ (①+②+③)	円
Aに係る充当額 ⑤	円
特別徴収する額の合計(給与) ⑥	円
特別徴収する額の合計(公費等) ⑦	円
特別徴収する額の合計④-⑤-⑥-⑦	円
控除不足額 A-④	円

③ 「市・道民税 所得・課税証明書(森林環境税 課税証明書)」

課税年度前年度の1月1日時点で住民登録をしていた市町村に交付請求して得られる証明書です。

旭川市民であれば、「市・道民税証明(所得証明等)・納税証明等交付請求書」を使用することで交付手数料が免除になります。証明書請求の際は、窓口に来ている方の本人確認書類(免許証や保険証)が必要です。また、本人以外の方が交付請求される場合は、「委任状」が必要になります。(共に各地域保育所で用紙を配布しています。)

※ 証明についてのお問い合わせは、旭川市税務部税制課諸税係(25-5604)までお願いします。

市・道民税 所得・課税証明書 (森林環境税 課税証明書)									
氏 名		生年月日		住 所					
課税年度		給与支払額		公的年金支払額		課税標準額		年税額 [※]	
合計所得金額		所得控除合計額		所得控除の内訳		年税額及び税額控除の内訳(市・道民税)		年税額	
種 類	金 額	種 類	金 額	種 類	金 額	種 類	金 額	種 類	金 額
		雑損控除		所得割額		均等割額		調整控除	
		医療費控除		寄附金税額控除		住宅借入金等特別税額控除		その他の税額控除	
		社会保険料控除		特別障害者	ひとり親	控除対象配偶者(老人配偶者)	()		
		小規模企業共済等掛金控除		その他の障害者	寡婦(夫)	扶 養(老人配偶者)	一般・特定	()	
		生命保険料控除		勤労学生	未成年	扶 養(うち特定)			
		地震保険料控除		配偶者扶養控除		特別障害者	老人		
		障害者控除		配偶者特別控除		その他障害者	16歳未満		
		ひとり親控除又は寡婦(夫)控除		基礎控除					
		勤労学生控除							
		配偶者控除							
		配偶者特別控除							
		繰越損失額							
		総所得金額等(繰越損失控除後)							

本書のとおり相違ないことを証明します。

※ 課税年度が令和の年度以降の証明書において、「年税額[※]」と年税額の内訳(市・道民税)を合計した額に差がある場合、当該差額は森林環境税(国税)の額になります。

※ 市・道民税 所得・課税証明書(森林環境税 課税証明書)提出の場合、「住宅借入金等特別税額控除」、「配当控除」、「寄附金控除」等の税額控除額が表示されない場合がありますので、市町村民税が非課税の方以外は税額控除額の有無を市町村へ確認する必要がある場合があります。

旭川市の方 → 令和4年途中より税額控除の内訳も記載される書式に変更された為、「その他の税額控除」が0円でない方についてのみ「その他の税額控除」の内訳を確認しますので、各地域保育所で配付の「同意書」を各地域保育所へ提出してください。

他市町村の方 → 所得・課税証明書へ税額控除額を記入する等、各市町村で対応が異なりますので、該当市町村へ確認してください。

※ 下記の書類は対象の方のみ必要です。

- 生活保護世帯であることを確認するための書類
 - ① 生活保護受給証明書(原本)
- 保育料軽減に係る書類
 - ① 認可保育所等を利用している子どもがいることを確認できる書類(多子軽減時)
 - ② ひとり親世帯等医療費受給者証の写し(ひとり親世帯等の軽減時)
 - ③ 身体障害者手帳等の写し(ひとり親世帯等の軽減時)
 - ④ 家庭において必要な保育を受けることが困難であることが確認できる書類(3歳未満児の軽減時)

保護者等の状況	必要な書類	証明者又は記入者
会社勤めの方 (会社員・パート・アルバイト等)	就労証明書【配布】	勤務先
事業を営んでいる方	就労証明書【配布】 ※自営業を営んでいることを証明する書類の添付が必要。例:開業届出書等。証明する書類がない場合、保育所等利用に係る状況確認願で、就労証明書の内容を施設長が確認した証明が必要。	証明→施設長 記入→本人
内職をされている方	内職証明書【配布】	取引先又は施設長
学校・職業訓練所等に通っている方	通学申立書【配布】 在学証明書	通学申立書→本人 在学証明書→学校・職業訓練所等
御自身が病気の方	病気・出産申立書【配布】 診断書等 ※診断書には、病名の他に、「自宅保育が困難」とする医師の証明が必要。	病気・出産申立書→本人 診断書等→医療機関等
病気の親族等を看護(介護)している方	病気看護(介護)申立書【配布】 診断書等	病気看護(介護)申立書→本人 診断書等→医療機関等
妊娠・出産の方		
①会社勤めの方	産前産後休暇取得証明書【配布】	勤務先
②それ以外の方	病気・出産申立書【配布】 診断書又は母子手帳等	病気・出産申立書→本人 診断書→医療機関 母子手帳等→本人

● 幼児教育・保育の無償化について

- 令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始されました。保育の必要性のある4月1日時点で3歳未満の市町村民税非課税世帯の子どもたちの保育料が月額42,000円まで、保育の必要性のある4月1日時点で3歳から5歳までの子どもたちの保育料が月額37,000円まで無償化されます。
- 無償化対象金額の範囲内であれば、複数サービス(一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業等)との併用が可能です。

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村に必要書類を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。旭川市にお住まいの方は、通われる地域保育所を経由しての申請となりますが、旭川市以外にお住まいの方は居住する市町村にご確認ください。
- 無償化手続きのご案内や「保育の必要性の認定」に係る書類は各地域保育所で配布いたしますので、詳細はご確認ください。
- ※ 保育の無償化についてのお問い合わせは、旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係（25-9844）までお願いします。

● お問い合わせについて

ご不明な点がございましたら、一般財団法人旭川保育協会にお問い合わせください。

- 一般財団法人旭川保育協会 TEL：22-9116